

飼養衛生管理基準の制定と改正の経緯

- 平成 15 年 食料・農業・農村政策審議会消費安全分科会家畜衛生部会衛生管理小委員会
→日頃からの畜産農家における飼養に係る衛生管理の徹底を、家畜の伝染性疾病の侵入防止及び発生予防措置の基礎とすることとした。
- 平成 16 年 飼養衛生管理基準の制定
→畜舎等を清潔に保つこと、車両消毒、手指・靴の消毒、家畜の健康観察等、基本的な 10 項目を策定。
- 平成 22 年 国内で口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザが発生
口蹄疫対策検証委員会等の専門家委員会
→飼養衛生管理の更なる徹底が家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防ぐために重要であると指摘。
- 平成 23 年 飼養衛生管理基準の改正
→衛生管理区域の設定、立入りの制限、埋却等の準備、通報ルール作成等、大幅な拡充。併せて、農林水産大臣は、少なくとも5 年ごとに基準の再検討を加え、必要があると認めるときはこれを改正することを規定。
- 平成 29 年 飼養衛生管理基準の再検討
→現行基準が施行されて 5 年が経過することによる見直し。家畜の死体及び排せつ物を農場外に移動させる際の適切な措置及び生肉が含まれる可能性がある飼料の加熱処理を規定。
- 令和 2 年 飼養衛生管理基準の改正
→飼養衛生管理マニュアル作成、野生動物の侵入防止措置等を拡充。併せて、食品循環資源処理及び管理の方法を見直し。

令和3年 飼養衛生管理基準の改正
→大規模農場における畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置及び対応計画の策定。埋却地確保の取組の明確化。

令和7年 飼養衛生管理基準の改正
→重複・類似項目の統廃合や対象畜種にエミューの追加、非商用家畜の基準の制定を実施。
分割管理を導入する際の措置（牛、豚、家きん）や大規模所有者の項目に塵埃対策や分割管理の検討、大臣指定地域の設定と地域内の取組及び農場敷地内の野鳥飛来防止対策（家きん）の項目を追加。